

困った時は一人で悩まずご相談を！ 春日部市消費生活センター からのお知らせ ～令和7年 秋号～

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）

令和7年10月3日発行

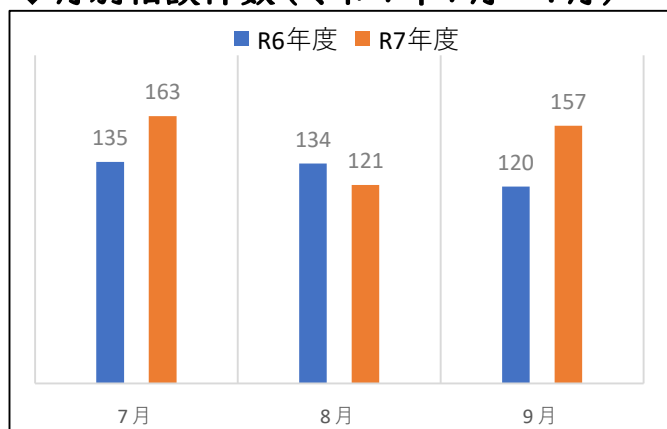
春日部市消費生活センターは、消費者安全法に基づき春日部市役所に設置された相談機関であり、専門の消費生活相談員が、消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行っております。

今回は、令和7年7月～9月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

◆消費生活相談件数

令和7年7月～9月	前年同時期	増減	増減率
441件	389件	+52件	+13.3%

◆月別相談件数（令和7年7月～9月）



「粗悪品」や「偽物」に注意！！

インターネットの広告で見た便利な生活用品を代引き配達で注文したところ、「粗悪品」や「偽物」が届いた、といったトラブルの相談が多く寄せられます。

【トラブルの特徴】

- ・各種SNSの広告で、「今あると便利な商品」（寒い時期なら「ファンヒーター」「ダウンジャケット」等）が、「今なら2個まとめて注文するとお得」という内容が多い
- ・支払い方法は代引き配達しか選べない
- ・国内メーカー品であることを強調している



◆商品・役務別件数、相談概要（令和7年7月～9月）

1位	商品一般	30件	<主な相談例> 公的機関を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
2位	工事・建築	23件	<主な相談例> 分電盤の定期点検に伺うと電話が来て来訪を了承。交換時期を過ぎていると言われ工事を契約したが高額なので解約したい。
3位	他の健康食品	21件	<主な相談例> ネット通販でダイエットサプリをお試し価格で注文。2回目の商品が届き、定期購入だとわかった。解約したいが電話が繋がらない。
4位	不動産貸借	18件	<主な相談例> 退去した不動産の原状回復費用として敷金が返金されず、さらに敷金を上回る金額が請求された。減額してほしい。
5位	基礎化粧品	13件	<主な相談例> SNSで見た広告に『シミ・シワが改善される、定期縛り無し』と書いてあったので申し込んだが定期購入だった。解約したい。

※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

ネット通販の定期購入トラブルに注意！



「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。

春日部市消費生活センターの相談員が講話を行いました！



●共栄大学(7月17日)

春日部警察署と連携し、共栄大学1年次生に向けて講話を行いました。センターからは「若年者を狙った悪質商法に注意!」と題し、若年者に多いトラブル事例を紹介しました。

実態や仕組みが分からないものは契約しない、友達や知り合いから勧誘されてもきっぱりと断るよう伝えました。



●ふれあい大学(7月22日・23日)

消費者被害に遭わないために、スマホで突然表示された広告や、実生活における突然の業者の訪問など、相手方からの一方的なアプローチには、特に気を付けるようにと説明しました。

また、甘い言葉に乗らない、断るときはきっぱり「必要ありません」「もう来ないでください」等と意思表示することが大切と伝えました。

消費生活相談コラム⑨

「暮らしの中の突然のトラブル!～あなたならどうしますか?～」

消費生活相談員 O

「車のエンジンを掛けたがバッテリーが上がってエンジンが掛からない!」「鍵を紛失して家に入れない!」「トイレに駆け込んだけど水が流れない!」「庭にスズメバチの巣が見つかった!」「玄関を開けたらゴキブリと目が合った!」etc…

どれも大きな悲鳴やため息が聞こえてくるような「暮らしの中の突然のトラブル」ですが…こんなとき、あなたならどうしますか?

「スマートフォンで調べた事業者に来てもらう」という方が多いでしょうが、消費生活相談員としては「ちょっと待って!!」と声を大にして言いたいです。

実は、スマートフォンの検索結果を見ると、初めに出てくる4～5件の検索結果には、小さな文字で“スポンサー”や“広告”と書いてあります。これは、検索エンジンを提供しているサイトに事業者が広告料を支払うことで、上位検索結果のように見せかけ表示されている広告で、リスティング広告と言うものです。

中には悪質な事業者もあり、必ずしも広告の表示や電話での説明通りの料金で依頼できるとは限らないため、安い価格をうたう広告は要注意です。「見積り無料のはずが、見積り料金を請求された」「広告より高額な作業費を請求された」などの、『くらしのレスキューサービス』に関する相談が多数寄せられています。

ちなみに先程のトラブルが発生した場合、相談員ならどうするかお伝えします。

「損害保険会社のロードサービスに連絡する。車のディーラーに相談する」「家族に連絡する。一人暮らしの場合は友達の家泊めてもらうか、ビジネスホテルに泊まって策を練る」「市の管工事業協同組合に相談する」「市のHPで駆除業者を調べる」「古いスリッパで叩く」etc…

そして何より、慌てず落ち着いて、消費生活センターにご相談ください。

春日部市消費生活センター(春日部市役所第二庁舎2階)

電話相談受付: ☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時(祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く)

消費生活センター

